

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 長

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警察庁丙生企発第46号
令和2年3月27日
警察庁生活安全局長

治安情勢に対応した交番機能の強化等について(通達)

平成15年以降、刑法犯認知件数は一貫して減少しているものの、特殊詐欺やストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等警察の迅速的確な対応が求められる事案が高い水準で推移しており、我が国の治安情勢は、依然として予断を許さない状況にある。

こうした中、交番は、常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

また、昨今の交番襲撃事案や拳銃奪取事案の発生を踏まえ、交番勤務員の安全確保及び拳銃奪取防止の観点から、この種事案への対策の強化が急務となっている。

各都道府県警察にあっては、国民の安全・安心を確保するため、引き続き交番等の機能の強化並びに交番勤務員の安全確保及び拳銃奪取事案の防止のための諸対策を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、「治安情勢に対応した交番機能の強化について(通達)」(平成26年7月1日付け警察庁丙地発第27号)は廃止する。

記

1 「空き交番」を生じさせない取組の継続

(1) 人員の適切な配置

交番については、下記アからウに示したような例外的な場合を除き、一当務2人以上の交替制の警察官を配置すること。これ以上の人員が配置されている交番についても、所管区の治安情勢に見合った人員が配置されているか絶えず見直しを行うこと。特に、現実の配置状況に配慮すること。

なお、転用勤務については、引き続き廃止に努めること。

ア 一当務1人以上の交替制の警察官が配置されている交番のうち、警察事象が比較的少ない地域にあり、昼間については日勤制の交番所長等又は交番相談員の配置、夜間については近隣の交番等の勤務員又は警ら用無線自動車による立寄警戒等により、必要な補完体制が確保されていると認められる交番
イ 3人以上の日勤制の警察官又は交番相談員が配置されている交番のうち、次に掲げる交番

(ア) 夜間の警察事象が比較的少ない地域にあり、夜間について、近隣の交番等の勤務員を相当時間派遣し、立番・見張勤務等を行わせることにより、必要な補完体制が確保されていると認められる交番

(イ) 夜間の警察事象が著しく少ない地域にあり、夜間について、近隣の交番等の勤務員又は警ら用無線自動車による立寄警戒等を行わせることにより、必要な補完体制が確保されていると認められる交番

ウ 駐在型交番（交替制又は日勤制の交番所長等が夜間・休日における警察事象に対応するために交番の直近の住宅に居住していることが地域住民等に明らかにされている交番）のうち、警察事象が比較的又は著しく少ない地域にある交番

(2) 治安情勢に応じた交番の配置

交番の配置は、治安情勢に応じた適正・合理的なものとなるよう絶えず見直しを行うこと。交番の配置見直しに当たっては、所管区が相互に隣接・近接する交番・駐在所の所管区における治安情勢等を勘案し、交番勤務員の活動範囲が適正・合理的なものとなるよう配慮すること。

2 交番勤務員の安全確保及び拳銃奪取事案の防止のための取組の推進

昨今の交番等襲撃事案及び拳銃奪取事案の発生状況を踏まえ、各都道府県警察の実情に応じて、適切な職務執行体制の確保に努めるとともに、交番の施設面における安全対策の強化、実戦的な訓練の反復実施等交番勤務員の安全確保及び拳銃奪取事案の防止のための取組を推進すること。

3 交番に対する支援機能の充実

(1) 交番相談員による支援機能の充実

交番における各種相談等への対応を充実させるため、引き続き交番相談員の増員に努めるとともに、必要に応じ、交番勤務員が一時的に不在になることが多い交番に交番相談員を配置するなど、交番相談員による交番に対する支援機能の充実に努めること。

(2) 警ら用無線自動車による支援機能等の充実

交番勤務員による所外活動を補完し、事件・事故等への対応を強化するため、通信指令の充実、警ら用無線自動車との連携強化を図るとともに、警ら用無線自動車の補充勤務を優先するために交番勤務員の不在が常態化することのないよう、警ら用無線自動車についても必要な乗務員を配置すること。

4 交番機能の強化に資する取組の推進

上記のほか、次のような取組を含め、交番機能の強化に資する各種取組を推進すること。

(1) 交番勤務員の姿を示す勤務の徹底

警ら、巡回連絡等の所外活動の強化に努めるとともに、交番勤務員が在所する場合においては、立番・見張勤務を徹底することによって、交番勤務員の存在感を示すこと。

(2) 交番勤務員の不在時対策の充実

交番勤務員及び交番相談員が不在の場合であっても、交番において警察署と

の緊急の連絡等が可能となるよう、緊急通報装置、不在時転送電話等の整備に努めること。

(3) 地域住民等との連携強化

交番連絡協議会等の場を通じて、交番の活動状況に関する地域住民等の意見・要望の把握に努めるとともに、地域の安全に関する情報を提供し、地域住民等との連携を強化すること。

5 地域住民等に対する説明の実施

交番について、警ら、巡回連絡等の所外活動や事件・事故等に対応するため交番勤務員が一時的に不在になることは避けられないことについて、地域住民等の理解を得るよう努めるとともに、交番勤務員の一時的不在時の補完措置等についても十分な説明を行うこと。